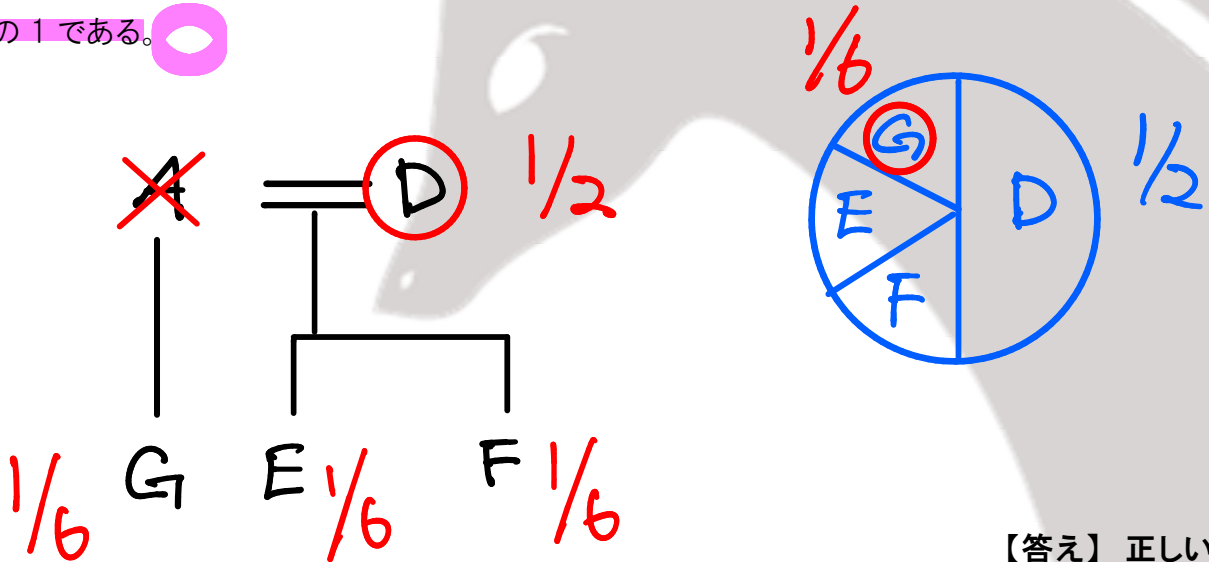


法定相続分 宅建 H13-11-3 <<#600>>

【問】 正誤をつけよ。

Aが死亡し、配偶者D及びその2人の子供E、Fで遺産分割及びそれに伴う処分を終えた後、認知の訴えの確定により、さらに嫡出でない子Gが1人いることが判明した。Gの法定相続分は6分の1である。



【答え】 正しい

《ポイント》 法定相続分 【★基礎頻出】★

同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各2分の1とする。

四 子が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。（民法900条1号、4号）

《参考》 相続の開始後に認知された者の価額の支払請求権

相続の開始後認知によって相続人となった者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既にその分割その他の処分をしたときは、価額のみによる支払の請求権を有する。（民法910条）